

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。
金井利仁、宿久修、川村禮子、東日本電信電話(株) コンシューマ事業推進本部 ブロードバンドサービス部 アライアンス推進担当課長 滝川大介、白石市建設職組合 青年部長 中島裕文、金子尚子、伊藤廣毅、リコージャパン(株) 東北営業本部 本部長 佐藤憲一、遠藤良忠、湯澤勝信、佐久間英雄、松本枝里子、内田貴子

ご利用ください！「寄り添いホットライン」

東日本大震災以降、仮設住宅で孤独死が発生するなど、各地で被災者の健康危機が懸念されています。

この事態に対応するため、被災経験を持つ地方自治体の首長の呼び掛けで、「社会的包摂サポートセンター」が立ち上げられました。

「せっかく助かった命を失わせてはならない」という決意の下、「被災者を一人にしない」、「社会から切り離さない」ための電話相談窓口を開設しています。どんな悩みでも結構ですので、一人で悩まず、気軽にご相談ください。

●電話相談フリーダイヤル
☎0120-279-338(つなぐ・ささえる)

●相談受付時間
毎週土・木曜日 10:00～22:00
※2月29日(水)まで実施します。

各種耐震対策補助をご利用ください

■木造住宅耐震対策事業

①耐震診断助成事業＝「木造住宅耐震診断士」を派遣しての耐震診断

●対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工した木造在来工法の一戸建て住宅

●助成内容 助成対象限度額は14万4千円。そのうち市が13万6千円を助成し、個人負担は8千円。建物の延べ面積が200平方メートルを超えた部分の費用は自己負担。

②耐震改修工事助成事業＝①の診断で作成した耐震改修計画に基づいて、改修設計・工事を行う住宅

●助成内容 90万円まで市が3分の1を助成。残り90万円を超える費用は自己負担。

■スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業

●助成内容 1件当たり15万円または、除却するブロック塀などの面積(平方メートル)×4千円のいずれか低い額を限度として助成します。

■税金の優遇制度

平成25年までに、旧耐震基準の既存住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を実施した場合や、平成22年から24年までの間に耐震改修工事が完了した建物は、所得税の控除や固定資産税の軽減が受けられる場合があります。

■家具の転倒防止をしていますか？

(社)宮城県建築士会白石刈田支部では、家具の転倒防止する工事を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

☎建設課 ☎22-1326

東日本大震災で被災された方へ白石市宅地災害復旧補助金事業

市では、東日本大震災により被災した「宅地」の修繕、補修工事に対し支援を行います。

●補助要件

市内に居住している方が、自ら居住している住宅の敷地について、30万円以上の修繕または補修工事を業者へ発注する場合に、その工事費の一部を補助します。すでに工事を行った方も対象となります。

●対象者(①②③すべて満たす方)

①平成23年3月11日時点で、被災した宅地に建築されている住宅(持ち家)に居住し、かつ、住民登録または外国人登録していること。
②世帯全員が市税などに滞納がないこと。
③平成25年3月31日までに修繕または補修工事を完了し、完了実績報告書を提出できること。

●対象となる宅地
申請者自らが居住する住宅と一体で利用している宅地です。

●対象となる工事
①被災擁壁の撤去・再設置
②法面の保護・修復
③宅地亀裂などの修復

※宅地の原形復旧工事とならないものは、対象となりません。

●補助金額
補助対象となる工事費の10%に相当する額(上限30万円)で、1宅地につき補助金申請は1回限りとなります。

●実施期間 平成25年3月31日まで

●申し込み・問い合わせ先
都市整備課 ☎22-1325

新成人の皆さんへ 20歳がスタート 国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。国民年金は老後の保障だけでなく、病気やけがで障害が残ったときや、一家の働き手がなくなったときなどにあなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届け出や納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。

●生活を支える3つの基礎年金

①老齢基礎年金：65歳から生涯受けられます。②障害基礎年金：障害が残った方が受けられます。③遺族基礎年金：夫が亡くなったときに子のある妻・子が受けられます。

●加入者の種類 ①第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業の方、学生の方など。②第2号被保険者：会社員、公務員など(65歳未満の方)。

③第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

●保険料の納付 第1号被保険者は、自分で保険料を納めます。平成23年度の保険料は月額15,020円です。学生や保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など納付が猶予される制度があります。

●年金手帳は大切に保管しましょう
年金手帳には、すべての年金制度に共通して使用される「基礎年金番号」が記載されています。年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113
市民課 ☎22-1312
日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>

●年金手帳は大切に保管しましょう
年金手帳には、すべての年金制度に共通して使用される「基礎年金番号」が記載されています。年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

守られていますか？あなたの人権

人権擁護委員はあなたのまちな身近な相談パートナーです

1月1日付けで、市内在住の一条みち子さんが、法務大臣より人権擁護委員として委嘱されました。現在、一条さんを含めた9名の委員が、交代で人権に関する相談を受けるほか、幼稚園や小中学校で人権教室を開いて、命の尊さや思いやりの大切さについての理解を深めてもらうための人権啓発活動を行っています。

※定例相談を毎月中旬に行っていますので、気軽にご相談ください。定例相談情報(今月は21ページに掲載)で実施日をご確認ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

商店・事業所の皆さまへ 経済の国勢調査を実施します

経済センサス-活動調査
平成24年2月1日現在で、全国一斉に実施されます。商店、旅館、工場、倉庫、銀行、学校、病院、学習塾など、すべての事業所を対象に、経済活動の実態を明らかにし、地域の産業振興や商店街の活性化などの施策に利用されます。

調査員がお伺いし、調査票を配布します。「記入の仕方」をご覧の上、漏れなくご記入願います。記入内容をほかに漏らしたり、統計法に規定した目的以外に使用したりすることは、法律で禁じられています。安心して、ありのままをご記入ください。

☎企画情報課 ☎22-1324

ご存じですか？ 就学援助制度

現在、小中学校に在学している、または4月から小学校に入学するお子さんの保護者で、経済的な事情から就学に支障を来す方のために「就学援助制度」があります。申請が認定されると、学用品費や給食費などの費用が援助されます。希望する方は、在学中の小中学校・入学予定の小中学校で手続きを行ってください。現在認定を受けている方も、引き続き希望する場合は申請が必要です。

☎学校教育課 ☎22-1342

復興のため次の方々からご寄付をいただきました。紙上よりお礼申し上げます。

※記載漏れやお名前に間違いがありました場合はご了承ください。また、敬称は略させていただきます。

茶事の基礎講座生一同、仙台しらぎく一同、仙台しらぎく 主宰 竹村玲子、香道受講生一同、タケザワヤスヒロ、白石城下きものまつり実行委員会、白石友の会、登別ブランド推進協議会、登別本町二町会、登別東町第三町会、登別本町会、タケダジュニチ、タケウチミサオ、白石市家庭バレーボール協会、白石市伝統芸能振興会、遠藤紘志、白石市認定農業者連絡協議会、(財)白石市文化体育振興財団、イムラマキ、白石高等学校生徒会、白井恵美子、憩いの丘の会、ハタケヤマミチコ、酒井慶也、半谷俊太郎、山田乳業(株)、白井貴子、1974年度常葉台中学校同窓生一同、佐藤みえ子、松本枝里子、小宮優美子、末松義規、観光庁長官 溝端宏、大野晋、長谷紀子、白石北ロータリークラブ、フクシマレイカ (平成23年11月1日から30日まで) ※震災後からの合計420件・80,750,133円



1 憩いの丘の会
2 白石北ロータリークラブ
3 白石市認定農業者連絡協議会
※いずれも白石城復旧のためにご寄付をいただきました。

平成24年3月31日でアナログ放送は見られなくなります。早めの対応をお願いします。地デジの準備でお困りの方はデジサボ宮城(☎022-745-1500)にご連絡ください。※親族や近所の方などで準備がお済みでない方がいたら、ぜひ声を掛けてください。